

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

津井辰美地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人（認定農業者の内数）	0 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手が借りた農地が飛び地となっている箇所が多く、作業効率が悪い。将来的には集積を目指す。現段階で農地中間管理機構の積極的な活用は予定していない。

6. 地域農業の将来のあり方

集落での話し合いを継続的に行い、畦畔の維持管理や鳥獣対策、農地の維持管理について協議する。将来的に、集落の耕作面積を維持し、耕作放棄地を少なくすることを目指す。